

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

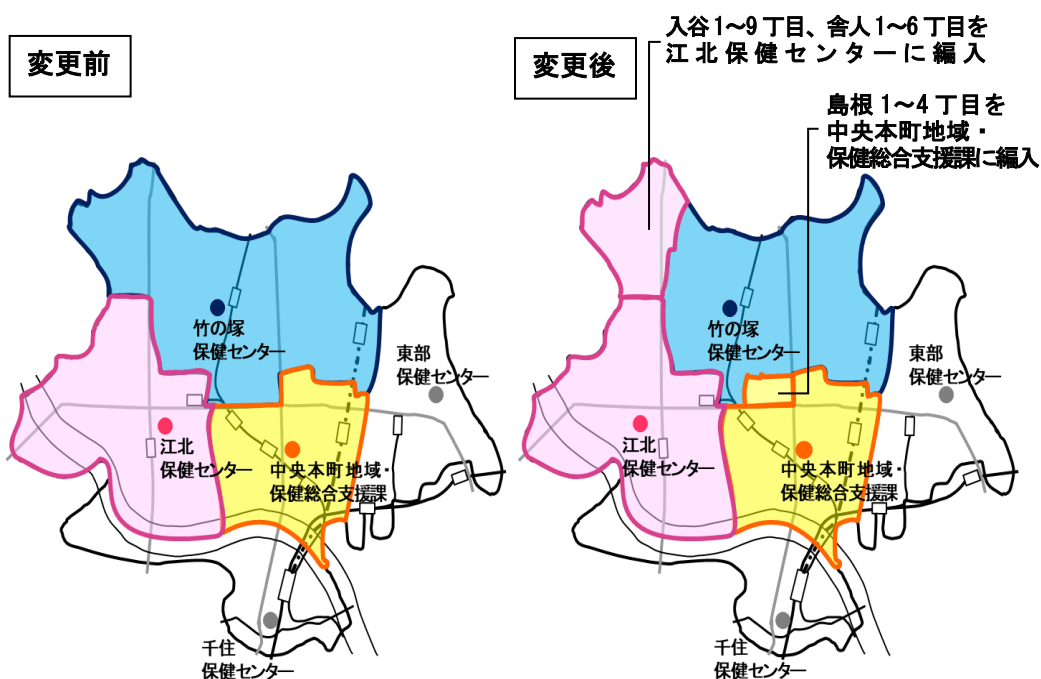
< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	「すこやかプラザ あだち」の内覧会及びオープニングセレモニーについて												
所管部課	衛生部 衛生管理課、足立保健所 江北保健センター												
内容	内覧会及びオープニングセレモニーを以下の予定で実施する。 1 主催 足立区 2 日時 (1) オープニングセレモニー予定日 令和 7 年 4 月 6 日(日) 10 時～ 雨天実施予定 (2) 内覧会予定日 ア 令和 7 年 4 月 4 日(金) 13 時～15 時 イ 令和 7 年 4 月 6 日(日) オープニングセレモニー終了後～13 時 ※ 内覧会については、区議会や地元町会・自治会に加え、医師会、歯科医師会などの医療・介護関係者にご覧いただくため、平日のほか日曜日にも実施予定。 3 会場 すこやかプラザ あだち (江北五丁目 14 番 5 号) 4 PRの方法 区ホームページ、区公式 SNS 5 参考 (1) 「すこやかプラザ あだち」主要施設 <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">3 階</td><td>医療介護連携課</td></tr> <tr> <td>福祉まるごと相談課</td></tr> <tr> <td>成年後見センターあだち</td></tr> <tr> <td>基幹地域包括支援センター西部</td></tr> <tr> <td>地域包括支援センター江北</td></tr> <tr> <td>医療と介護の連携・研修センター</td></tr> <tr> <td>2 階</td><td>江北保健センター</td></tr> <tr> <td rowspan="2">1 階</td><td>子育てサロンすこやかプラザ あだち</td></tr> <tr> <td>江北休日応急診療所</td></tr> </table>	3 階	医療介護連携課	福祉まるごと相談課	成年後見センターあだち	基幹地域包括支援センター西部	地域包括支援センター江北	医療と介護の連携・研修センター	2 階	江北保健センター	1 階	子育てサロンすこやかプラザ あだち	江北休日応急診療所
3 階	医療介護連携課												
	福祉まるごと相談課												
	成年後見センターあだち												
	基幹地域包括支援センター西部												
	地域包括支援センター江北												
	医療と介護の連携・研修センター												
2 階	江北保健センター												
1 階	子育てサロンすこやかプラザ あだち												
	江北休日応急診療所												

(2) 保健センターの管轄変更

江北保健センターの移転に伴い、管轄人口の平準化を図るため、4月21日(月)「すこやかプラザ あだち」の開設にあわせて変更予定。

地 区	変更前	変更後
入谷1～9丁目	竹の塚保健センター	江北保健センター
舎人1～6丁目	竹の塚保健センター	江北保健センター
島根1～4丁目	竹の塚保健センター	中央本町地域・保健総合支援課



【参考】管轄区域変更による効果

令和5年5月1日現在

保 健 センター	変更前		変更後	
	人口	人口割合	人口	人口割合
中央本町地域・保健総合支援課	133,184 人	19.3%	145,820 人	21.1%
竹の塚保健センター	209,164 人	30.2%	168,700 人	24.4%
江北保健センター	127,288 人	18.4%	155,116 人	22.4%
千住保健センター	88,140 人	12.7%	88,140 人	12.7%
東部保健センター	134,452 人	19.4%	134,452 人	19.4%

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	江北休日応急診療所の移転に伴うスケジュールについて
所管部課	衛生部 衛生管理課
内容	江北休日応急診療所について、令和 7 年 4 月 2 1 日（月）開設予定の「すこやかプラザ あだち」内への移転にあたり、足立区医師会及び足立区薬剤師会と協議のうえ、以下のとおり休診日を設定し開設準備を進めていく。 1 移転スケジュール <u>令和 7 年 3 月 3 0 日（日）</u> <u>最終診療【移転前】</u> 4 月 6 日（日） 「すこやかプラザ あだち」 オープニングセレモニー、内覧会 4 月 1 9 日（土） ～ 2 0 日（日） 休日応急診療所引越し 4 月 2 1 日（月） すこやかプラザ あだちオープン <u>4 月 2 7 日（日）</u> <u>診療再開【移転後】</u> 2 休診日の設定について 令和 7 年 4 月 6 日（日）、4 月 1 3 日（日）、4 月 2 0 日（日） ※ 移転に伴って所内レイアウトが大きく変更となり、診療シミュレーション及び電子カルテ等電子機器の接続確認などを実施する必要があるため。 3 周知 （１）あだち広報 3 月 2 5 日号 （すこやかプラザ あだち移転特集ページ内） （２）ポスター掲示 ア 江北休日応急診療所・江北保健センター イ 上記ア近隣の区施設（区民事務所等） （３）インターネット・SNS 等 ア 区ホームページ イ SNS 等（A-メール、LINE、X [旧 Twitter]、Facebook）

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	「すこやかプラザ あだち」に移転する江北保健センターにおける健康チェック機器の設置および60歳からの健康リスタート事業等の開始について																																																										
所管部課	衛生部 足立保健所 江北保健センター																																																										
内容	「すこやかプラザ あだち」に移転する江北保健センターにおいて、令和7年4月21日のオープンに合わせ、以下の事業を新たに開始する。 1 健康チェック機器の設置 (1) 目的 糖尿病をはじめとした生活習慣病の予防や重症化を防ぐため、区民が気軽に健康チェックができる機会を提供し、生活習慣の見直し、受診の動機づけなどのきっかけとする。 (2) 対象者 区内在住、在勤の方 (3) 内 容 ア 設置場所 1Fロビー イ 設置日時と機器の種類 【常 設】 ① 日 時 年末年始を除く開庁日 9:00～16:30 ② 測定方法 自身で測定 【測定拡大日】 ① 日 時 月曜日 9:30～11:30、13:30～15:30 (祝日・年末年始を除く) ② 測定方法 常設以外の機器は専門職が測定を補助 【設置機器】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>名 称</th><th>常 設</th><th>専門職による 測定拡大日</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>血圧計</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>2</td><td>脳年齢測定器</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>3</td><td>血管年齢測定器</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>4</td><td>体内糖化度(A G E s)測定</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>5</td><td>骨健康度測定器</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>6</td><td>ベジチェック</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>7</td><td>内臓脂肪計</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>8</td><td>体組成計</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>9</td><td>口腔内細菌観察器</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>10</td><td>口腔運動機能測定器</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>11</td><td>血圧脈波検査装置</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>12</td><td>ヘモグロビン量測定器</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>13</td><td>肌年齢測定器</td><td></td><td>●</td></tr> </tbody> </table>			No.	名 称	常 設	専門職による 測定拡大日	1	血圧計	●	●	2	脳年齢測定器	●	●	3	血管年齢測定器	●	●	4	体内糖化度(A G E s)測定	●	●	5	骨健康度測定器	●	●	6	ベジチェック	●	●	7	内臓脂肪計		●	8	体組成計		●	9	口腔内細菌観察器		●	10	口腔運動機能測定器		●	11	血圧脈波検査装置		●	12	ヘモグロビン量測定器		●	13	肌年齢測定器		●
No.	名 称	常 設	専門職による 測定拡大日																																																								
1	血圧計	●	●																																																								
2	脳年齢測定器	●	●																																																								
3	血管年齢測定器	●	●																																																								
4	体内糖化度(A G E s)測定	●	●																																																								
5	骨健康度測定器	●	●																																																								
6	ベジチェック	●	●																																																								
7	内臓脂肪計		●																																																								
8	体組成計		●																																																								
9	口腔内細菌観察器		●																																																								
10	口腔運動機能測定器		●																																																								
11	血圧脈波検査装置		●																																																								
12	ヘモグロビン量測定器		●																																																								
13	肌年齢測定器		●																																																								

2 60歳からの健康リスタート事業

(1) 目 的

人生100年時代に向けて、今後さらに20年、30年を現役さながらに活躍できるようQOL(生活の質)を高めるために体験型の健康教室を実施する。

(2) 対象者

60歳の区民

(3) 教室開催日および定員

ア 教室開催日

年28回 【内訳】

時間帯	曜 日	回 数
日 中	平 日	毎月1回
	土曜日	毎月1回
夜 間	平 日	年 4回

イ 定 員

各教室25名、計700名

(4) カリキュラム

【日中バージョン】 定員 年600名 (月2回×定員25名)

2.5H	A班 13名	B班 12名
9:00~9:40	① 体内糖化度測定 ② 骨健康度測定 ③ ベジチェック ④ 口腔運動機能測定 ⑤ 口腔内細菌観察 ⑥ 歯間清掃体験	① 体組成計測定 ② 内臓脂肪測定 ③ 血圧脈波検査 ④ 測定結果見方
9:40~10:20	① 体組成計測定 ② 内臓脂肪測定 ③ 血圧脈波検査 ④ 測定結果見方	① 体内糖化度測定 ② 骨健康度測定 ③ ベジチェック ④ 口腔運動機能測定 ⑤ 口腔内細菌観察 ⑥ 歯間清掃体験
10:20~10:35	今後の健康づくり(保健)(栄養)	
10:35~11:25	栄養教室(調理実習あり)	
11:25~11:30	今後の案内・アンケート記入	

【夜間バージョン】 定員 年100名 (年4回×定員25名)

1.5H	A班 13名	B班 12名
18:30~19:00	① 口腔内細菌観察 ② 歯間清掃体験	① 体組成計測定 ② 内臓脂肪測定 ③ 測定結果見方
19:00~19:30	① 体組成計測定 ② 内臓脂肪測定 ③ 測定結果見方	① 口腔内細菌観察 ② 歯間清掃体験
19:30~19:40	今後の健康づくり(保健)(栄養)	
19:40~19:55	栄養教室(デモンストレーション・試食)	
19:55~20:00	今後の案内・アンケート記入	

	(5) 申し込み方法 オンライン申請による申し込みを基本とし、電話での受付も行う。 (6) 周知方法 ア 個別通知 令和7年4月以降に60歳になる区民に対し、3月から四半期ごとに誕生月の1～3か月前の方へハガキにより個別通知 イ あだち広報等 あだち広報、ホームページ、SNS等で周知 ウ プレイベント 区内企業に従事する区民への周知策として、東京商工会議所足立支部向けにイベントとして臨時開催（令和7年4月11日開催予定） (7) その他 教室開催日前でも空きがある場合は年齢条件を緩和する。 3 健康コンシェルジュについて (1) 目的 健康相談を専任とする「健康コンシェルジュ」を置き、いつでも誰でも相談に応じるとともに、不妊や更年期などの初期相談にも応じられる体制を構築する。 (2) 設置場所および体制 ア 場 所 2F 事務室受付カウンター イ 配置職員 保健師1名、助産師1名 (3) 業務内容 女性特有の健康相談だけでなく、疾病予防や健康づくりなど全世代の一般健康相談のほか、女性・カップルを対象とするプレコンセプションケアの初期相談に応じ、必要に応じて専門機関につなぐ。 ア 一般健康相談 【例】健診結果の見方、病気の予防、健康増進、育児、受診相談等 イ プレコンセプションケア 【例】不妊、妊娠・出産、妊娠前の健康管理、更年期の健康相談等 (4) 相談方法 常時の窓口相談のほか、電話、メール、オンラインの相談にも応じる。 ア 相談対象 保健センターの管轄を問わず区民全員を対象とする（事前予約優先）。 イ 相談時間 9:00～16:30
--	---

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	福祉まると相談課東西2拠点での相談支援について
所管部課	福祉部 福祉まると相談課
内容	令和7年4月の「すこやかプラザ あだち」の開設に伴い、福祉まると相談課の係の一部を移転し、本庁舎別館と東西2拠点での包括的相談支援を予定しているため、以下のとおり報告する。 1 包括的相談支援 高齢、介護、障がい、子ども・子育てなど既存の窓口に加えて、属性や世代・内容を問わず困りごとを包括的に受けとめる相談支援 2 東西2拠点体制（開設時間等は別添チラシを参照） 第2土曜日も開庁 すこやかプラザ あだち3階 ■ 西部拠点係 (西部拠点担当を移転) 第4日曜日も開庁 区役所本庁舎別館1階 ■ 包括的相談支援係 ■ 多機関協働担当 ■ ひきこもり支援担当 ■ 西部拠点担当 3 今後の方針 (1) 「リニューアルしたチラシ」と「新たに作成したPRカード」を用いながら、区民及び関係機関に広く周知していく。 (2) 断らない相談しやすい福祉窓口として、東西2拠点間の連携はもとより、関連する支援機関とともに区民の困りごとに寄り添っていく。

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	足立区障がい者福祉手当の手当額改定について																						
所管部課	福祉部 障がい福祉課																						
内容	障がい者福祉手当（以下、「手当」という。）について、手当額の一部を改定する。 1 改定内容 身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の手帳所持者に支給する手当額を月額 4,000 円から 7,750 円に改定する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい等級</th><th>対象年齢</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身障手帳 3 級 愛の手帳 4 度 精神手帳 1 級</td><td>65 歳未満</td><td>4,000 円</td><td>7,750 円</td></tr> </tbody> </table> ※ 令和 6 年 8 月から、20 歳未満を支給対象とした。 2 手当額改定により必要となる予算（増加分のみ） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>対象者 見込数</th><th>支払月数 (月 3,750 円増額)</th><th>必要予算 見込額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 7 年度</td><td><u>4,245 人</u></td><td><u>8 ヶ月分</u> 【支払月】 8 月（4～7 月分） 12 月（8～11 月分） ※ 4 月分より改定</td><td>127,350 千円</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度 以降</td><td>【内訳】 身体 1,530 人 知的 2,470 人 精神 245 人</td><td><u>12 ヶ月分</u> 【支払月】 4 月（12～3 月分） 8 月（4～7 月分） 12 月（8～11 月分）</td><td>191,025 千円</td></tr> </tbody> </table> ※ 手当の支払いは、4 月、8 月、12 月の年 3 回 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 4 今後のスケジュール あだち広報および区のホームページに掲載し、周知を行う。			障がい等級	対象年齢	改正前	改正後	身障手帳 3 級 愛の手帳 4 度 精神手帳 1 級	65 歳未満	4,000 円	7,750 円	年度	対象者 見込数	支払月数 (月 3,750 円増額)	必要予算 見込額	令和 7 年度	<u>4,245 人</u>	<u>8 ヶ月分</u> 【支払月】 8 月（4～7 月分） 12 月（8～11 月分） ※ 4 月分より改定	127,350 千円	令和 8 年度 以降	【内訳】 身体 1,530 人 知的 2,470 人 精神 245 人	<u>12 ヶ月分</u> 【支払月】 4 月（12～3 月分） 8 月（4～7 月分） 12 月（8～11 月分）	191,025 千円
障がい等級	対象年齢	改正前	改正後																				
身障手帳 3 級 愛の手帳 4 度 精神手帳 1 級	65 歳未満	4,000 円	7,750 円																				
年度	対象者 見込数	支払月数 (月 3,750 円増額)	必要予算 見込額																				
令和 7 年度	<u>4,245 人</u>	<u>8 ヶ月分</u> 【支払月】 8 月（4～7 月分） 12 月（8～11 月分） ※ 4 月分より改定	127,350 千円																				
令和 8 年度 以降	【内訳】 身体 1,530 人 知的 2,470 人 精神 245 人	<u>12 ヶ月分</u> 【支払月】 4 月（12～3 月分） 8 月（4～7 月分） 12 月（8～11 月分）	191,025 千円																				

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	介護保険業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	介護保険業務委託事業者プロポーザル選定委員会における審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので報告する。 1 業務名 介護保険業務委託（平成 26 年度から開始。3 期目の選定） 2 業務目的、内容 窓口業務のほか内部事務を含めた業務委託について公募型プロポーザルで、民間企業の視点を活かした提案を受け、選定することで、サービスの質的向上や事務効率の改善ならびに行政コストの削減を目指す。 委託の範囲は、介護保険業務に関する以下の業務 (1) 介護認定業務（要介護認定申請入力、認定審査会準備等） (2) 資格保険料業務（介護保険被保険者証発送、保険料決定通知発送等） (3) 保険給付業務（高額介護サービス費入力、住宅改修申請入力等） (4) その他業務（元気応援ポイント事業入力等） (5) 窓口業務（介護認定、資格保険料、保険給付関係の受付） 3 特定した相手方 (1) 事業者名 パーソルビシネスプロセスデザイン株式会社 （代表者 藤原 理絵） (2) 所在地 港区芝浦 3-4-1 グランパークタワー 33 階 4 申込事業者数 1 事業者 5 現在の受託者 パーソルビシネスプロセスデザイン株式会社 （令和 6 年 10 月 1 日、グループ内事業再編により、パーソルテンプスタッフ株式会社から名称変更） 6 提案価格 1, 165, 947, 552 円（税込） 参考：平成 31 年度～令和 6 年度 977, 743, 920 円（税込） ※ 188, 203, 632 円（約 19.24%）の増 7 業務期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（6 年間） 8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント (1) ユニフォームを導入し窓口の統一感を図るほか、名札をピンタイプにすることで視認性を向上させる。

- (2) 提案説明をした現場責任者たちは、質疑応答にも真摯に対応し、業務理解度や熱意が伝わった。現場の従事者たちにも伝え、窓口サービスの向上につなげてほしい。
- (3) デジタルツールを活用した作業の自動処理化の導入などによる業務改善提案があった。一方で、提案実現にかかる費用などの具体的な検証・検討が必要であるとの意見があり業務改善提案の評点が若干低くなった。

9 特定までの経緯

(1) 公募期間 令和6年8月29日から9月17日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内 容	審査事業者数
第1回	8月28日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回	10月15日	第一次選考(提案書提出者の選定：書類審査)	1事業者
第3回	11月22日	第二次選考(事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング)	1事業者

イ 委員構成(計7名)

種別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (3名)	大口 達也 【委員長】	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 講師
	森 直美	弁護士
	高橋 英一	社会保険労務士
区民代表 (1名)	鈴木 健治	民生・児童委員
区職員 (3名)	馬場 優子	衛生部長
	依田 保	地域のちから推進部長
	半貫 陽子	高齢者施策推進室長

ウ 審査項目及び審査結果

添付資料「介護保険業務委託プロポーザル選定結果」のとおり

10 今後のスケジュール

令和7年4月1日からの契約に向け、特定事業者と提案に基づく仕様書の調整を行う。

11 今後の課題

委託業務内容が広範かつ複雑であり、応募事業者の確保が難しい現状があることから、募集期間を延長するなど募集方法の工夫を検討する。

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「足立区の『生きる支援』第二次自殺対策計画」策定スケジュールの変更及び現行計画の期間延伸について		
所管部課	衛生部　こころとからだの健康づくり課		
内容	「足立区の『生きる支援』第二次自殺対策計画」について、令和6年度末の策定を目指し取り組んできたが、策定スケジュールを変更するため以下のとおり報告する。		
	1　「第二次自殺対策計画」策定スケジュールの変更		
		変更前	変更後
	パブリックコメント開始	12月中	3月以降
	計画策定	令和7年3月	令和7年7月以降
	【策定スケジュール変更理由】		
	計画を策定するうえで必要な自殺対策に係る実態把握に時間を要しているため、上記のとおり変更する。		
	2　「第二次自殺対策計画」の作成状況		
	現在の全国的な傾向である児童・生徒の自殺者数が高止まりしている状況や、単身の中高年男性の自殺者数が多いという区の特徴、及び自殺対策戦略会議において、区と協定を結んでいるNPO法人ライフリンクから計画改定に向けた検討の提案があった項目を踏まえて設定した以下の6つの課題を重点施策として位置づけ、計画作成を進めている。		
	【重点施策（案）】		
	①　子ども（18歳以下）の自殺対策の強化		
	②　自殺未遂者支援（区と医療機関との連携強化）		
	③　コロナ禍で顕在化した困難を抱える女性への支援		
	④　区自殺者の約4割を占める「50歳以上の男性」への支援		
	⑤　重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携に関する具体的な枠組づくり		
	⑥　区の自殺状況の詳細な実態分析		
	3　現行計画の期間延伸		
	現行計画の期間は令和6年度末までとなっている。二次計画の策定スケジュール変更に伴い、現行計画の期間を二次計画策定まで延伸する。		

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	「子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業」の対象者拡大について				
所管部課	衛生部こころとからだの健康づくり課				
内容	区が禁煙治療費を助成（上限 2 万円）する本事業について、禁煙治療用飲み薬が販売再開（令和 7 年上半期予定）された際に、対象者を拡大する。 1 対象者拡大の目的・内容 【目的】 これまで以上に子どもの受動喫煙を防止するため、自ら卒煙を望む人をより広く支援していく。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行の条件</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦もしくはそのパートナーまたは 18 歳未満の子どもと同居</td><td>左記条件を外し、自ら卒煙を望む人であれば誰でも対象に</td></tr> </tbody> </table> ※ 「足立区に住民登録がある」「満 20 歳以上である」「過去に本支援事業による助成を受けたことがない」という条件は変更なし ※ たばこ組合（新東京たばこ商業協同組合足立荒川支部）にはご説明し、ご理解を得た 2 対象者拡大開始時期 禁煙治療用飲み薬の販売再開（令和 7 年上半期予定）にあわせて対象者を拡大。 3 治療の有効期間の設定（現行なし→有効 1 年） 標準治療期間が 3 か月であることから、今回の対象者拡大にあわせて、有効期間を 1 年に設定することで、早期の受診を促し受診率向上につなげる。 4 今後の対応 禁煙治療用飲み薬の販売再開時期確定後対象者を拡大し、区内禁煙治療医療機関をはじめ、区広報、ホームページ、チラシ等により区民に周知していく。	現行の条件	改正後	妊婦もしくはそのパートナーまたは 18 歳未満の子どもと同居	左記条件を外し、自ら卒煙を望む人であれば誰でも対象に
現行の条件	改正後				
妊婦もしくはそのパートナーまたは 18 歳未満の子どもと同居	左記条件を外し、自ら卒煙を望む人であれば誰でも対象に				

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	令和7年度実施予定の予防接種について
所管部課	衛生部 保健予防課
内容	1 带状疱疹ワクチンの定期接種 令和7年度から带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置付け、带状疱疹ワクチンを定期接種化する方針が国から示された。 (1) 対象者 ア 65歳の者 イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省で定める者 ウ 65歳を超える者については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳）を位置付ける。 ※ 経過措置を行う場合、100歳以上の者については、定期接種開始初年度に限り全員を対象とする。 (2) 用いるワクチン 乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥組換え带状疱疹ワクチンのいずれか (3) 定期接種化の開始時期 令和7年4月1日 (4) 予診票の発送日 令和7年3月下旬予定（約37,000件） (5) 接種費用 接種費用については、無料化の予定で令和7年度予算を計上済み。 (6) 任意予防接種費用一部助成について 50歳以上を対象とした带状疱疹ワクチン任意予防接種費用一部助成については、令和7年度も継続する。 ※令和7年度の定期接種対象者は対象外 2 HPVワクチンのキャッチアップ接種期間延長 キャッチアップ接種は令和7年3月31日が接種期限とされていたが、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中に3回の接種を完了できないことが見込まれる方について、以下の対象要件を満たす場合は公費で接種を完了できるように取り扱う方針が国から示された。

	※キャッチアップ接種とは HPVワクチン接種の個別勧奨が差し控えられていた間（H25年～R3年）に、定期接種の対象であった9学年（H9～H17年度生まれ）の中には、接種機会を逃した方がいる可能性があるため、令和4年度から令和7年度までの3年間、あらためて接種できるようにした制度。 （1）対象者 ア キャッチアップ接種期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日まで）に少なくとも1回以上接種をしている者。 イ これまで、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から外れる世代（高校1年生相当の女子）についても、順次キャッチアップ接種の対象者としていたことから、平成20年度生まれの女子（現在高校1年生相当）についても、令和7年3月31日までに少なくとも1回以上接種している者は対象とする。 （2）期間 令和8年3月31日まで延長 （3）その他 <u>接種が完了していない方を対象に期間延長についての個別通知を2月13日に発送。（37,074人）</u>
--	--

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	第3期足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課
内容	「子ども・子育て支援法」に基づき、別添のとおり「第3期足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定したので、報告する。 1 計画の概要 (1) 策定の目的 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画は令和6年度をもって終了する。令和7年度から今後5年間に区が取り組むべき施策・事業について、現状・課題を明らかにし、具体的な取り組みを設定することで、効果的かつ着実な成果を目指す。 (2) 計画の期間 5年間（令和7年度～令和11年度） ※ 計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜見直しを行う。 (3) 計画の対象 就学前児童（0歳から6歳）とその保護者を基本的な対象とするが、青少年の成長支援や子どもの居場所、ユニバーサルデザイン教育に関することは小学生とその保護者も対象範囲とする。 (4) 計画の構成 第1章 計画の策定にあたって 第2章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題 第3章 計画の基本理念、基本目標 第4章 各施策の取り組み 資料編 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 2 改訂のポイント (1) 第2期からの継承 基本理念、計画の柱立て、施策群、横断的な2つの視点「子育て支援の質の向上」「ライフステージ間のつながりの強化」については、第2期計画より同内容で引き継ぐ。 (2) 第2期計画の施策評価や事業評価をもとに、2つの施策において方向性を見直し、11事業において目標や指標の見直しを行った。

(3) 新規事業の追加

ア 孤独・孤立を防止するための子育て家庭訪問事業

イ ICTを活用した子育て支援アプリの提供に関する事業

3 今後の予定

令和7年3月に印刷製本し、足立区地域保健福祉推進協議会委員及び区議会や区内就学前施設・小学校等に配布するとともに、ホームページ等で公表し、周知する。

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	就学前施設における「足立区待機児童解消アクション・プラン」の改定・休止について
所管部課	子ども家庭部 保育・入園課 子ども政策課、子ども施設指導・支援課、 私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内容	「足立区待機児童解消アクション・プラン」(以下、本プランという。)の改定にあたり、保育需要数等の見直しを行った。調査・分析の結果を基に、対応策を実施していく。 1 保育需要予測の更新(別添 本プラン P8~11) 更新の結果、令和7年度以降に必要な保育定員数は確保できていた。また、提供区域ごとの状況の確認を行った。 2 年度途中の待機児童対策の取組状況(別添 本プラン P31~34) (1) ベビーシッター利用支援(待機児童支援) 継続 令和5年5月より都事業を活用開始 (2) 保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信 強化 年度途中に各施設で受け入れ人数を変更し、迅速な入所保留者の受け入れにつなげるため、区から保育事業者へ、入所保留者数の情報発信回数を増やすとともに、発信方法を改善 (3) 入所不承諾となった保護者への情報提供 継続 不承諾通知に、各施設の最新の募集状況や希望園変更のオンライン手続きに関する案内文を添付 3 今後の方針(別添 本プラン P7) (1) 必要な保育定員数は確保されていることから、新規の施設整備の予定はない。今後は、入所調整の方法や弾力化の枠を拡大するなど、ソフト面の取り組みを強化し、年間を通じて区民が利用しやすい環境整備に取り組む。 (2) 本プランの目的であった「保育施設の整備」については今後も予定が無いため、本プランの改定は今回で休止する。なお、保育施設の新規整備の必要性が生じた際には、改めて本プランの改定を行う。

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認について																							
所管部課	子ども家庭部 幼稚園・地域保育課																							
内容	子ども・子育て支援新制度において、私立幼稚園は各園の判断により令和6年度は「子ども・子育て支援新制度」に移行した園（新制度移行園）22園と、移行しない園（私学助成園）27園となっている。令和7年4月より現在私学助成園である佐藤幼稚園が新制度移行園への移行を希望している。																							
	新制度において、子ども・子育て支援法（以下法という）第61条第1項の規定により、区市町村は教育・保育の提供体制の確保に関する計画を定めるものとされ、当区では「足立区子ども・子育て支援事業計画」において量の見込み（需要数）を定めている。																							
	さらに、新制度移行園は、需要数を踏まえ認可定員の範囲内で利用定員を定め、子ども支援専門部会において審議を行い、異議なく承認されたため、報告する。																							
	1 佐藤幼稚園の概要																							
	（1）設置者 学校法人照徳学園																							
	（2）施設所在地 足立区西伊興1-12-28																							
	（3）現在の認可定員（私学助成）																							
	教育・保育施設の設置にあたり、認可された定員のこと。																							
	<table><tr><td>満3歳児</td><td>3歳児</td><td>4歳児</td><td>5歳児</td><td>合計</td></tr><tr><td>35人</td><td>70人</td><td>105人</td><td>105人</td><td>315人</td></tr></table>	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	35人	70人	105人	105人	315人													
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																			
35人	70人	105人	105人	315人																				
（4）利用定員（令和7年度からの新制度移行）																								
実際の利用人数等に基づき、認可定員の範囲内で設定した定員のこと。利用定員により、給付費（委託費）の単価水準が決定する。																								
<table><tr><td>満3歳児</td><td>3歳児</td><td>4歳児</td><td>5歳児</td><td>合計</td></tr><tr><td>20人</td><td>40人</td><td>60人</td><td>60人</td><td>180人</td></tr></table>	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	20人	40人	60人	60人	180人														
満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																				
20人	40人	60人	60人	180人																				
（5）最近3年間の利用実績（各年5月1日現在）																								
<table><tr><td></td><td>満3歳児</td><td>3歳児</td><td>4歳児</td><td>5歳児</td><td>合計</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>未設置</td><td>66人</td><td>83人</td><td>58人</td><td>207人</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>2人</td><td>57人</td><td>67人</td><td>80人</td><td>206人</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>2人</td><td>52人</td><td>53人</td><td>65人</td><td>172人</td></tr></table>		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	令和4年度	未設置	66人	83人	58人	207人	令和5年度	2人	57人	67人	80人	206人	令和6年度	2人	52人	53人	65人	172人
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																			
令和4年度	未設置	66人	83人	58人	207人																			
令和5年度	2人	57人	67人	80人	206人																			
令和6年度	2人	52人	53人	65人	172人																			
2 利用定員の確認																								
新制度移行にあたり職員配置及び面積基準等を区が確認した結果、令和7年4月1日より新制度に移行することは問題ない。																								

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区こども計画審議会の進捗状況及び今後のスケジュールについて
所管部課	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課
内容	足立区こども計画審議会の進捗状況等について、以下のとおり報告する。 1 こども計画策定の経緯 令和5年4月に制定されたこども基本法に基づき、令和5年12月にこども大綱が整備され、「こどもまんなか社会(※)」の実現に向け、少子化社会対策、子ども若者育成支援、子どもの貧困対策の3つの視点を計画に盛り込む計画の策定が区市町村の努力義務となった。 ※「こどもまんなか社会」…全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会 2 計画策定の進め方 「足立区こども計画」は、現行の「子どもの貧困対策実施計画」を包含することとなるが、足立区が全国に先駆けて子どもの貧困対策に取り組んできたことから、引き続き子どもの貧困対策に重点をおいた計画とする。 なお、計画完成は令和7年秋以降を予定しているため、それまでの間、子どもの貧困対策実施計画は現計画を延長することとする。 3 足立区こども計画審議会委員 (1) 区議会議員 4名 (2) 区内に在住、在勤又は在学する者 4名（公募、若者含む） (3) 区内で活動する有識者 4名 (4) 学識経験者 4名 (5) 区職員 2名

4 第1回足立区こども計画審議会の開催結果（令和6年8月27日開催）

(1) 出席人数

17名

(2) 主な議題

ア 第一部

(ア) 会長及び副会長の選出

(イ) 諮問

イ 第二部

(ア) 計画策定の主旨と方向性、計画策定の検討素材の説明

(イ) 意見交換

(3) 委員からの主な意見

ア 夢の後押しと現実的な支援の両立

イ 地域の取り組みを活かして子どもや親をサポート

ウ 子どもや若者自身が居場所や進路など自分で選択できる環境となることを望ましい

エ 情報格差を無くすことに力を入れる

オ 少子化社会対策は広域自治体で取り組むべき

5 第2回足立区こども計画審議会の開催結果（令和6年11月21日開催）

(1) 出席人数

17名

(2) 主な議題

基本理念案について

※ 事務局案

「生まれ育った環境に左右されることなく、子ども・若者が未来へつながる道を選べるアダチをつくっていく」

(3) 委員からの主な意見

ア 基本理念案に「子ども・若者の将来像」と「区の基本的な方針」が混在しているのでわかりづらい

イ 「生まれ育った環境に左右されることなく」は、子どもの貧困対策に重点を置いた「こども計画」とする足立区らしさを感じる

ウ 子ども・若者に選択させるということは自己責任を伴う。選択するとなると、子ども・若者に責任を負わせることにならないか

エ 「未来」だけではなく「今」幸せであることが重要

オ 子ども・若者の参画の視点が入っていない。

“足立区は意見を聴いてくれそうだ”と感じさせることが重要

カ 常に子どもと一緒に（未来を）考えていく言葉は必要

6 こども計画策定までのスケジュール（予定）

足立区こども計画審議会からの答申、パブリックコメントの結果を受け、令和7年度中に策定する。

予定時期	内容
～令和7年8月	こども計画審議会での調査審議
令和7年9月	区長への答申
令和7年9月	パブリックコメント
令和7年11月	パブリックコメント結果 子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告
令和7年12月	こども計画 議会報告

7 今後の方針

- （1）計画策定の参考とするため、子どもや若者などの当事者から直接意見を聴き、反映していく。
- （2）足立区こども計画審議会における審議の進捗については、引き続き、子ども・子育て支援対策調査特別委員会において報告を行っていく。
- （3）審議内容や答申をもとに、庁内作業部会において、こども計画に関して調査、研究を行うとともに、策定作業に取り組んでいく。

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

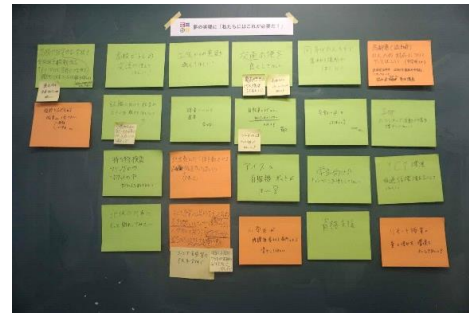
<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	「アダチ若者会議」の実施結果について												
所管部課	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課												
内容	若者から区の施策や要望について直接意見を聴き、区の若年者施策への反映を目指す「アダチ若者会議」の実施結果について、以下のとおり報告する。												
	1 概要												
	(1) 公募型												
	<table><tr><th>項目</th><th>高校生世代版</th><th>大学生・社会人版</th></tr><tr><td>開催日時</td><td>令和6年8月4日</td><td>令和6年9月6日</td></tr><tr><td>会場</td><td colspan="2">あやセンターぐるぐる</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>12名（申込は13名） ※大学生2名がファシリテーターとして参加</td><td>9名（申込は11名） ※オンラインで1名参加</td></tr></table>	項目	高校生世代版	大学生・社会人版	開催日時	令和6年8月4日	令和6年9月6日	会場	あやセンターぐるぐる		参加者数	12名（申込は13名） ※大学生2名がファシリテーターとして参加	9名（申込は11名） ※オンラインで1名参加
	項目	高校生世代版	大学生・社会人版										
	開催日時	令和6年8月4日	令和6年9月6日										
	会場	あやセンターぐるぐる											
	参加者数	12名（申込は13名） ※大学生2名がファシリテーターとして参加	9名（申込は11名） ※オンラインで1名参加										
	【高校生世代版の参加者】 	【大学生・社会人版の参加者】 											
	(2) アウトリーチ型												
<table><tr><th>実施日</th><th>実施場所</th></tr><tr><td>9月25日</td><td>淵江高等学校（13名参加）</td></tr><tr><td>9月27日</td><td>青井高等学校（9名参加）</td></tr><tr><td rowspan="2">10月4日～11月20日 ※各事業のスタッフがファシリテーター役となり若者から意見を聴いてもらった</td><td>高校生世代の居場所型学習支援事業の2拠点</td></tr><tr><td>あだち若者サポートテラス（SODA）</td></tr></table>	実施日	実施場所	9月25日	淵江高等学校（13名参加）	9月27日	青井高等学校（9名参加）	10月4日～11月20日 ※各事業のスタッフがファシリテーター役となり若者から意見を聴いてもらった	高校生世代の居場所型学習支援事業の2拠点	あだち若者サポートテラス（SODA）				
実施日	実施場所												
9月25日	淵江高等学校（13名参加）												
9月27日	青井高等学校（9名参加）												
10月4日～11月20日 ※各事業のスタッフがファシリテーター役となり若者から意見を聴いてもらった	高校生世代の居場所型学習支援事業の2拠点												
	あだち若者サポートテラス（SODA）												

【淵江高等学校での様子】



【青井高等学校での様子】



(3) オンライン型

実施日	実施方法
8月23日～11月30日	「きかせて!みんなのいけん」で意見を募集(オンライン) →回答数354件

2 若者から出てきた主な意見の傾向

(1) トークテーマ「夢の実現に私たちにはこれが必要だ!」

主な意見の傾向	
①	若者たちとの交流を望んでいる
②	資格取得や留学などにチャレンジするための費用補助
③	進学や職業選択の参考となる機会
④	夢を見つける手助けをしてほしい
⑤	若者たちの居場所

3 参加者の感想

- (1) 発言しやすい場で自分の意見をはっきり伝えられてよかった。
- (2) このような機会があること自体に大きい意味があると思います。
属性がバラバラだからこそ、多くの気づきや共感が得られました。

	(3)自分ではなかなか思いつかない意見を知ることができて楽しかったです。自分の意見や考えを伝える場もなかなかないので、素敵な機会だなと思いました。 4 若者会議を通して見えてきたもの (1)年代や置かれた環境が異なるが、若者が区に求めている支援は類似していた。 (2)若者が区に意見表明できる場や機会を求めていることがわかった。 今後、若者の要望を受けて、新たな支援策を検討していくとともに、意見表明の場や機会創出のために、引き続き「アダチ若者会議」を実施していく。 5 今後の予定 新たに策定する「こども計画」に活用していく。
--	---

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

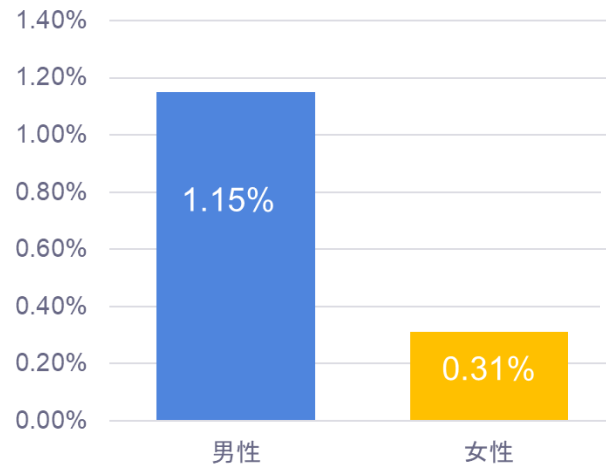
件名	足立区における高齢者の孤立死の現状について																																																																																																																																												
所管部課	地域のちから推進部 絆づくり担当部長付絆づくり担当課																																																																																																																																												
内容	東京都監察医務院から令和5年の高齢者孤立死データの提供を受け、「足立区の高齢者孤立死データ分析結果」(別添資料)をまとめたので報告する。 本分析では「単身者の自宅での不自然死」を「孤立死」と定義し、自宅で看取られ医師が検死したものは含まない。 なお、主な内容は以下のとおり。																																																																																																																																												
	1 死亡時期別の集計と分析																																																																																																																																												
	(1) 令和5年の孤立死者数は集計開始以降最多 [別添資料P 3] 年の半分の月でも最多を記録																																																																																																																																												
	<table><tr><td></td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>合計</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>26</td><td>27</td><td>34</td><td>18</td><td>29</td><td>13</td><td>23</td><td>20</td><td>23</td><td>9</td><td>25</td><td>35</td><td>282</td></tr><tr><td>平成29年</td><td>35</td><td>22</td><td>22</td><td>19</td><td>17</td><td>23</td><td>14</td><td>25</td><td>18</td><td>17</td><td>23</td><td>35</td><td>270</td></tr><tr><td>平成30年</td><td>50</td><td>33</td><td>19</td><td>10</td><td>24</td><td>18</td><td>55</td><td>27</td><td>18</td><td>26</td><td>23</td><td>33</td><td>336</td></tr><tr><td>令和元年</td><td>51</td><td>28</td><td>31</td><td>27</td><td>20</td><td>16</td><td>33</td><td>58</td><td>13</td><td>18</td><td>25</td><td>29</td><td>349</td></tr><tr><td>令和2年</td><td>34</td><td>38</td><td>34</td><td>33</td><td>23</td><td>21</td><td>20</td><td>59</td><td>32</td><td>25</td><td>25</td><td>40</td><td>384</td></tr><tr><td>令和3年</td><td>37</td><td>35</td><td>19</td><td>35</td><td>19</td><td>19</td><td>27</td><td>35</td><td>26</td><td>20</td><td>27</td><td>32</td><td>331</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>51</td><td>51</td><td>61</td><td>23</td><td>30</td><td>24</td><td>34</td><td>43</td><td>29</td><td>23</td><td>32</td><td>43</td><td>444</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>59</td><td>42</td><td>38</td><td>36</td><td>33</td><td>40</td><td>54</td><td>39</td><td>40</td><td>37</td><td>26</td><td>30</td><td>474</td></tr><tr><td>合計</td><td>343</td><td>276</td><td>258</td><td>201</td><td>195</td><td>174</td><td>260</td><td>306</td><td>199</td><td>175</td><td>206</td><td>277</td><td>2,870</td></tr></table>		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	平成28年	26	27	34	18	29	13	23	20	23	9	25	35	282	平成29年	35	22	22	19	17	23	14	25	18	17	23	35	270	平成30年	50	33	19	10	24	18	55	27	18	26	23	33	336	令和元年	51	28	31	27	20	16	33	58	13	18	25	29	349	令和2年	34	38	34	33	23	21	20	59	32	25	25	40	384	令和3年	37	35	19	35	19	19	27	35	26	20	27	32	331	令和4年	51	51	61	23	30	24	34	43	29	23	32	43	444	令和5年	59	42	38	36	33	40	54	39	40	37	26	30	474	合計	343	276	258	201	195	174	260	306	199	175	206	277	2,870
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計																																																																																																																															
	平成28年	26	27	34	18	29	13	23	20	23	9	25	35	282																																																																																																																															
	平成29年	35	22	22	19	17	23	14	25	18	17	23	35	270																																																																																																																															
	平成30年	50	33	19	10	24	18	55	27	18	26	23	33	336																																																																																																																															
	令和元年	51	28	31	27	20	16	33	58	13	18	25	29	349																																																																																																																															
	令和2年	34	38	34	33	23	21	20	59	32	25	25	40	384																																																																																																																															
令和3年	37	35	19	35	19	19	27	35	26	20	27	32	331																																																																																																																																
令和4年	51	51	61	23	30	24	34	43	29	23	32	43	444																																																																																																																																
令和5年	59	42	38	36	33	40	54	39	40	37	26	30	474																																																																																																																																
合計	343	276	258	201	195	174	260	306	199	175	206	277	2,870																																																																																																																																
(2) 夏季と冬季に孤立死者数が増加する傾向は変わらず、前者は1日の最高気温に、後者は1日の寒暖差に関連している [別添資料P 4、6]																																																																																																																																													
(3) 特別区内全域では、エアコンが使用できる状況であった屋内での熱中症死亡者のうち約88%が使用しておらず、使用率を向上させる取り組みが必要である [別添資料P 5]																																																																																																																																													
熱中症死亡者(屋内)のうちエアコン設置ありかつ未使用の割合																																																																																																																																													
<table><tr><td>100.0%</td><td></td></tr><tr><td>95.0%</td><td></td></tr><tr><td>90.0%</td><td>88.7% 89.5% 87.8% 88.2%</td></tr><tr><td>85.0%</td><td></td></tr><tr><td>80.0%</td><td></td></tr><tr><td>75.0%</td><td></td></tr><tr><td>70.0%</td><td></td></tr><tr><td></td><td>R2 R3 R4 R5</td></tr></table>	100.0%		95.0%		90.0%	88.7% 89.5% 87.8% 88.2%	85.0%		80.0%		75.0%		70.0%			R2 R3 R4 R5																																																																																																																													
100.0%																																																																																																																																													
95.0%																																																																																																																																													
90.0%	88.7% 89.5% 87.8% 88.2%																																																																																																																																												
85.0%																																																																																																																																													
80.0%																																																																																																																																													
75.0%																																																																																																																																													
70.0%																																																																																																																																													
	R2 R3 R4 R5																																																																																																																																												

2 性別・年代別による集計と分析

庁内関係課の協力のもと、新たに男女別・年代別の単身高齢者人口を把握することができたことにより、男女別の単身高齢者世帯率及び孤立死割合を算出することができた。

(1) 孤立死割合は男性の方が3.7倍高い〔別添資料P8〕

※ 数はいずれも H28～R5 の合計



$$\frac{\text{孤立死数}}{\text{単身高齢者数}} = \text{孤立死割合}$$

男性

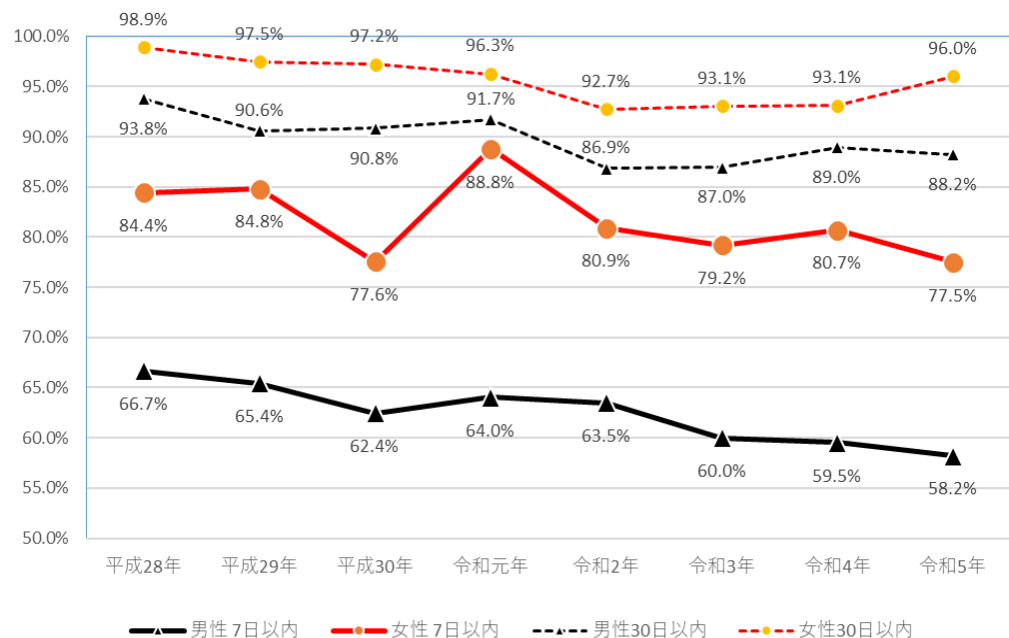
$$\frac{1,980}{172,088} = 1.15\%$$

女性

$$\frac{890}{285,473} = 0.31\%$$

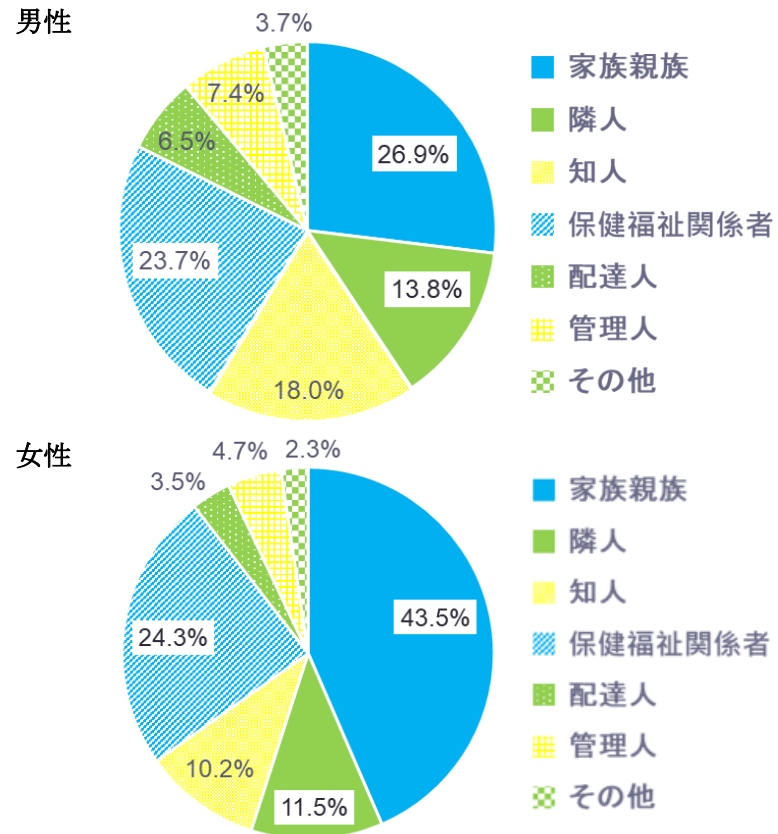
(2) 死後7日以内に発見される割合は、女性が8割、男性が6割〔別添資料P9〕

発見までの死後経過日数の割合（男女別暦年推移）



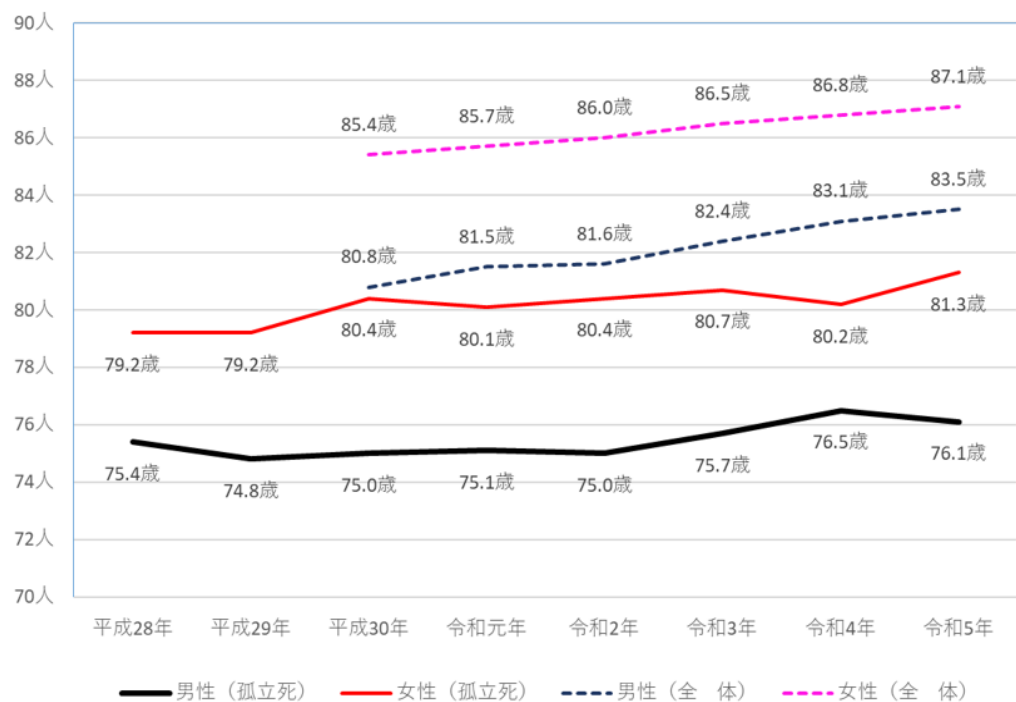
コロナ禍以降、死後7日以内に発見される割合が低下している。その理由としては、コロナ禍で疎遠となった人間関係が完全には戻っていないことが考えられる。

(3) 男性は「家族親族」の発見割合が低い [別添資料P 9]



(4) 死亡時の平均年齢を比較すると、男女いずれも孤立死の方が早く亡くなっている [別添資料P 10]

高齢者全体と孤立死の死亡平均年齢

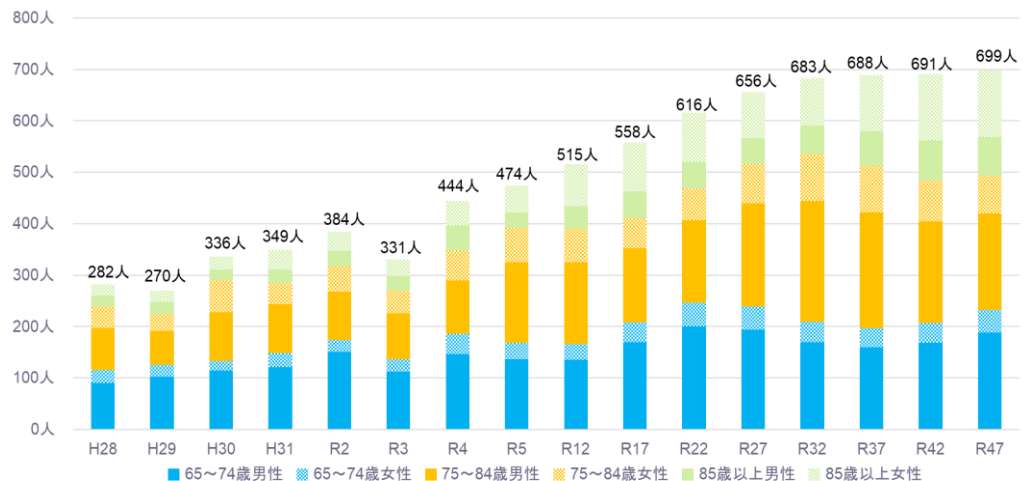


(5) 孤立死者数を試算すると令和4・7年まで増加し続ける

〔別添資料P 11〕

令和5年の単身高齢者及び孤立死の割合を用いて、人口推計（中位推計）に基づいて今後の孤立死者数の推計を行うと、高齢者人口の増加に伴って今後も増加していくと推測される。

国立社会保障・人口問題研究所の世帯数の将来推計では、今後全国的に高齢単身世帯が増加すると予想されているため、さらに上振れすることが考えられる。



3 今後の方針

- (1) 本分析結果を庁内各課や地域包括支援センター、町会・自治会、絆のあんしん協力員・協力機関等に報告し、課題を共有していく。
- (2) 夏季・冬季に孤立死が増加するため、環境政策課（気候変動適応対策エアコン購入費補助金）、衛生管理課（涼み処マップの作成・熱中症の注意喚起等）、建築防災課（浴室暖房設置工事費助成）などの関係所管と連携を図っていく。
- (3) 熱中症対策として暑さを視覚的に訴えるため、温湿度計や熱中症啓発用うちわを配布し、エアコンの使用を促していく。

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「足立区地域保健福祉計画」冊子の配付について
所管部課	福祉部 福祉管理課
内容	令和 6 年度から令和 1 1 年度までを計画期間とする「足立区地域保健福祉計画」について、パブリックコメント（令和 6 年 4 月実施済）や地域保健福祉計画策定部会（令和 4 年度から令和 6 年度までで計 9 回実施済）での検討を踏まえ策定し、計画冊子（本冊及び概要版）が完成したので配付する。 1 計画の特徴・位置づけ （１）地域保健福祉における理念や方向性を明らかにし、足立区の基本構想・基本計画を具現化。 （２）保健福祉分野の最上位計画に位置付け、関連する個別計画の中に具体的な施策や事業の詳細を掲載。 （３）社会福祉法第 1 0 7 条の規定に基づく「地域福祉計画」として、関連する個別計画を横断する「共通の理念」や「共通して取り組むべき事項」を記載。 （４）足立区社会福祉協議会が策定している「足立区地域福祉活動計画」と、相互に補完・連携することにより区の地域福祉をさらに推進。 2 計画冊子（本冊及び概要版）について （１）別添資料「足立区地域保健福祉計画 令和 6 年度～令和 1 1 年度」のとおり。 （２）区ホームページにも掲載する。 3 今後の方針 （１）地域保健福祉計画策定部会については、今後「地域保健福祉計画推進部会」として再編し、引き続き計画の推進や進捗管理、計画見直し等を行う場とする。 （２）関連する個別計画の改定に際しては、本計画の基本理念等を踏まえた見直しを行っていく。

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	ひきこもり支援リーフレットの作成について								
所管部課	福祉部 福祉まると相談課								
内容	足立区のひきこもり支援に係る相談先やひきこもりご本人の気持ち、回復へのプロセスなどを集約した『ご本人とご家族のためのリーフレット』を、新たに作成したため報告する。 1 作成の目的 (1) ひきこもりご本人やそのご家族へ「ひきこもりは相談できる、相談していいこと」として、安心して相談につながっていただくため。 (2) ひきこもりに対する偏見や固定観念をなくし、足立区全域で理解の輪を広げていくため。 2 リーフレット概要 <table border="1"> <tr> <td>発行</td><td>令和7年4月以降</td></tr> <tr> <td>仕様</td><td>カラー観音折り 8 ページ</td></tr> <tr> <td>サイズ</td><td>A 5 版：手に取りやすさ重視 A 4 版：文字の大きさ、スタンド等への置きやすさ重視</td></tr> <tr> <td>配布</td><td>区関連施設のほか関係機関に協力を依頼して配布</td></tr> </table> 3 掲載内容（詳細は別添リーフレット参照） (1) ご案内：セーフティネットあだち、足立ひきこもり家族会等 (2) 知る：ひきこもりの説明、ひきこもりに至る心情 (3) ご本人・ご家族の方へ：お互いに元気で安心であることの大切さ (4) 回復へのプロセス：生きるエネルギーを取り戻す過程を見える化 (5) 家族の声を聴く：足立ひきこもり家族会×足立区長 特別対談 4 今後の方針 講演や事業説明でも使用しながら普及啓発にも努めていく。	発行	令和7年4月以降	仕様	カラー観音折り 8 ページ	サイズ	A 5 版：手に取りやすさ重視 A 4 版：文字の大きさ、スタンド等への置きやすさ重視	配布	区関連施設のほか関係機関に協力を依頼して配布
発行	令和7年4月以降								
仕様	カラー観音折り 8 ページ								
サイズ	A 5 版：手に取りやすさ重視 A 4 版：文字の大きさ、スタンド等への置きやすさ重視								
配布	区関連施設のほか関係機関に協力を依頼して配布								

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	デジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」の導入について										
所管部課	福祉部 障がい福祉課										
内容	足立区の公共施設利用料減免の際に提出が必要な障害者手帳について、スマートフォンのデジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」も新たに対応可能とする。 1 「ミライロID」とは 株式会社ミライロが運営するデジタル障害者手帳アプリ。障害者手帳所持者本人が「ミライロID」を登録し、提示することにより、障がい者割引・減免手続きができる。 2 「ミライロID」導入済の自治体とサービス対応している事業者 (1) 東京都 9 区市・全国 300 以上の自治体 (2) 都内では、JR・東武鉄道・東京メトロなどの鉄道会社や、はるかぜ・東武バス・国際興業バス・東京都交通局などのバス会社、東京都美術館・東京国立博物館など多くの場所で導入されている（全国 4,000 事業者以上）。 3 導入対象となる区施設 現在、障害者手帳を提示し減額・免除をしている区施設が対象 <table border="1"> <thead> <tr> <th>割引・減免</th><th>対象施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車料金</td><td>梅田地域学習センター・生涯学習センター・各公園・ギャラクシיתי・平野運動場・足立区役所本庁舎総合スポーツセンター・スイムスポーツセンター</td></tr> <tr> <td>体育施設利用料</td><td>各地域体育館・勤労福祉会館（卓球）</td></tr> <tr> <td>プール利用料</td><td>各プール</td></tr> <tr> <td>その他の利用</td><td>北鹿浜公園（ミニ列車・バッテリーカー） 大谷田南公園（ミニ列車）・生物園（利用料） 花畑公園桜花亭（集会場）・郷土博物館（観覧料） 生涯学習センター（学習室、スタジオ、編集室） ギャラクシיתי（まるちたいけんドーム） 都市農業公園（会議室）</td></tr> </tbody> </table> 4 運用開始日 令和 7 年 4 月 1 日	割引・減免	対象施設	駐車料金	梅田地域学習センター・生涯学習センター・各公園・ギャラクシיתי・平野運動場・足立区役所本庁舎総合スポーツセンター・スイムスポーツセンター	体育施設利用料	各地域体育館・勤労福祉会館（卓球）	プール利用料	各プール	その他の利用	北鹿浜公園（ミニ列車・バッテリーカー） 大谷田南公園（ミニ列車）・生物園（利用料） 花畑公園桜花亭（集会場）・郷土博物館（観覧料） 生涯学習センター（学習室、スタジオ、編集室） ギャラクシיתי（まるちたいけんドーム） 都市農業公園（会議室）
割引・減免	対象施設										
駐車料金	梅田地域学習センター・生涯学習センター・各公園・ギャラクシיתי・平野運動場・足立区役所本庁舎総合スポーツセンター・スイムスポーツセンター										
体育施設利用料	各地域体育館・勤労福祉会館（卓球）										
プール利用料	各プール										
その他の利用	北鹿浜公園（ミニ列車・バッテリーカー） 大谷田南公園（ミニ列車）・生物園（利用料） 花畑公園桜花亭（集会場）・郷土博物館（観覧料） 生涯学習センター（学習室、スタジオ、編集室） ギャラクシיתי（まるちたいけんドーム） 都市農業公園（会議室）										

	5 今後の方針 (1) 区民周知はあだち広報4月10日号への掲載および、足立区ホームページ、SNS等で配信する。 (2) 「ミライロID」対象施設には、ミライロID使用可を示すステッカーを掲示する。
--	---

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	令和6年度「第43回足立区障がい者週間記念事業」の実施結果について		
所管部課	福祉部 障がい福祉センター		
内容	障がい者・児の自立と社会参加の意欲向上、区民の理解向上と啓発を目的として、「障害者基本法」で定める障害者週間（12月3日～9日）にあわせて実施した障がい者週間記念事業（障がい者アート展）について、結果を報告する。		
	1 実施日時・場所等		
	(1) 庁舎ホール 令和6年11月30日（土） ※5年ぶり開催 記念式典（来賓挨拶等）、デフリンピック選手による手話トーク、障がい者団体によるダンス等の発表		
	(2) 区役所1階アトリウム		
	内 容	期 間	時 間
	作 品 展	11月29日（金） ～12月5日（木）	午前9時～午後5時
	お楽しみコーナー （販売・体験）	11月30日（土） ～12月5日（木）	午前10時～午後5時
	2 実施結果		
	(1) 庁舎ホール		
	ア 冬季デフリンピック・トルコ大会女子アルペンスキー銀メダリスト田苗優希選手（足立区在住）による手話トーク		
(ア) 概要			
幼少期から家族と共にスキーに親しみ、世界大会では外国の手話の一部がわからない等の苦労はあったものの、世界の選手と同等に戦えた喜びを語っていた。「令和7年度の東京大会も楽しみにして欲しい」と非常に前向きな内容。			
(イ) 来場者数 150人			
イ ふれあい発表会 来場者数350人			
障がい者団体6団体によるダンス、楽器演奏、和太鼓、合唱等			
(2) 作品展			
障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を展示した。			
年度	来場者（※）	作品出品者	作品数
令和元年度	3,670人	56団体、個人4名	906点
令和2、3年度	（コロナ禍のため実施せず）		
令和4年度	2,580人	45団体、個人2名	434点
令和5年度	4,036人	37団体、個人2名	418点
令和6年度	4,208人	36団体、個人2名	346点
※ 令和元年度及び令和6年度の来場者数は、庁舎ホールでのふれあい発表会等の人数を含む。			

	※ 作品の制作過程や支援者へのインタビューの動画をSNSにアップし、会場でも上映したことで、集客の増加に繋がった。 (3) お楽しみコーナー（販売・体験） 障がいのある方の自主製品の販売や、障がい者団体・区内事業者等による展示・体験コーナーを日替わりで実施した。 ア 販売コーナー (ア) 出店数 : 10団体（令和5年度：8団体） (イ) 販売物 : パウンドケーキ、クッキー、手芸品、カレンダー等 イ 展示・体験コーナー (ア) 内容 : 5団体（令和5年度：5団体）による、手話体験、マッサージ体験、デフリンピック紹介等 (4) 展示作品のデザイングッズ販売 作品展の出品作品をモチーフにしたTシャツやトートバッグ等のデザイングッズ販売を新規開始した。売上金の一部は作品制作者に支払われる。 令和6年12月26日現在の販売数 16点 3 主な意見・感想 (1) 参加団体 ア 初めて式典からふれあい発表会まで観れて感動した。 イ イベント内容がとても良かったので、来年はもっと宣伝したい。 ウ 中学校の支援学級等からの作品出展が少なくさびしい。 (2) 来場者（アンケート 735件から） ア 毎年、楽しみにしています。作品の一つひとつが素敵でした。 イ 式典では、言葉に深みがあり、現場での有様がうかがえました。ふれあい発表会は、会場全体がノリノリで最高でした。 ウ デフリンピックの講演会を聞いて、ボランティアをしようと思いました。より福祉への関心が高まるとよいです。 エ 自分のデザインが商品になり、買った人にも喜びを与え、作者も経済的にも社会的にも豊かになることは意義深いです。 オ 当事者・関係団体に加えて、さらに区民の参加が増えるようPRして、魅力をもっと伝えて欲しい。 カ 今回は聴覚障がいの理解が中心でしたが、他の障がいの方の特性なども広くアピールできるような企画を期待しています。 キ 荒川区障がい福祉課が視察。実行委員会形式での実施や展示以外の企画について今後の参考にしたいとのこと。
--	--

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区第 2 の LINE 公式アカウント「あだち脳活ラボ」の開始について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	介護予防・認知症予防をより一体的に推進するため、令和 7 年度より新たに開始する「あだち脳活ラボ」について報告する。 1 「あだち脳活ラボ」とは (1) 概要 複合介入型※の介護予防・認知症予防に取り組むことができる足立区第 2 の LINE 公式アカウント。 (2) 主な機能 別添「あだち脳活ラボ」リーフレットのとおりに。 ※ 複合介入：芸術、脳トレ等の知的活動と運動を複合的に取り組むことで、身体だけでなく、脳に様々な刺激を与え、認知機能の維持向上にも効果があるといわれている。 2 「あだち脳活ラボ」の目的 (1) より多くの高齢者が時間や場所等の制限なく、介護予防・認知症予防に取り組める環境を整備すること。 (2) 個々の活動記録を蓄積・見える化するデジタルプラットフォームを構築すること。 3 リーフレットの主な配付先 (1) 区民事務所 (2) 地域学習センター (3) 住区センター (4) 福祉事務所 (5) ホウカツ (6) 情報スタンド 4 今後の方針 より多くの高齢者に「あだち脳活ラボ」を利用していただくため、今回添付したリーフレットその他、あだち広報、介護保険だより、区ホームページ、SNS 等の多様な媒体を活用して周知を図っていく。

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

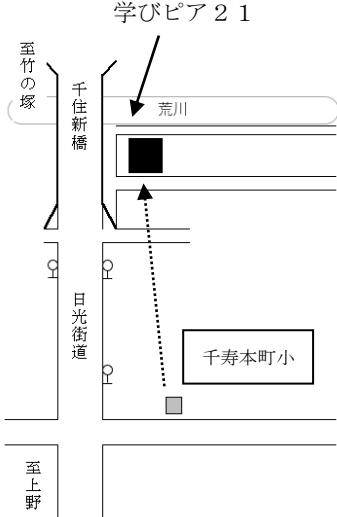
＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	介護予防・認知症予防普及啓発「人生カッコよく！はつらつ講演会」について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	令和7年度より開始する「あだち脳活ラボ」を周知し、介護予防・認知症予防の普及啓発を推進するため、以下のとおり講演会を実施する。 1 講演会の目的 運動、栄養、脳トレ等様々な取り組みを複合的に実施することが介護予防・認知症予防に効果があり、その重要性を区民に伝える。 2 日時・場所 令和7年3月20日（木・祝）午前10時から12時 足立区生涯学習センター 講堂 3 申込人数 150人（先着順） 4 申込期間 令和7年2月12日から2月28日 足立区コールセンター及び足立区オンライン申請システムにて受付 5 講師 山本 學さん（俳優、認知症本人） 朝田 隆医師（一般社団法人MCI リング代表、山本學さんの主治医） 6 内容 （1）山本學さん、朝田隆医師による対談及び、運動や脳トレの実技 （2）朝田隆医師による講演 （3）複合介入型はつらつ高齢者促進事業の紹介（区職員） 7 周知方法 （1）あだち広報2月10日号 （2）地域包括支援センター、地域学習センター、住区センター等へ別添チラシ配布済 8 「あだち脳活ラボ」登録会について 講演会参加者で登録希望の方を対象に、講演会終了後実施する。 9 アーカイブ配信 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	「地域包括支援センター千住本町」の移転について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	地域包括支援センター千住本町について、以下のとおり、事務所の移転について報告する。 1 現住所 足立区千住三丁目7番地 平松ビル101 2 移転先 足立区千住五丁目13番5号 生涯学習センター（学びピア21）7階 3 運営開始日 令和7年3月17日（月） 4 周知方法 (1) 区ホームページに掲載 (2) あだち広報（2月10日号）に掲載 (3) 地域包括支援センター等で案内チラシを配布 (4) 担当地域の町会・自治会に回覧板を回し、掲示板に貼付 5 運営委託法人 社会福祉法人 東京蒼生会 6 担当地域 千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町 7 電話番号・FAX番号（変更なし） 電話 3888-1510 FAX 5813-8336  The map illustrates the relocation of the center. The old location (千住本町小) is marked with a grey square near the intersection of 日光街道 and 至野. The new location (学びピア21) is marked with a black square on the east side of 荒川, near 千住新橋. Arrows indicate the direction of movement from the old site to the new one. Labels include 至竹の塚, 千住新橋, 荒川, 学びピア21, 日光街道, 至野, and 千寿本町小.

令和 6 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 3 月 2 7 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	地域密着型サービス事業者等の新規指定及び廃止について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	地域密着型サービス事業者等の新規指定及び廃止について、以下のとおり報告する。 1 報告対象期間 令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 3 1 日 2 新規指定 1 事業所 (1) 新規事業所 【介護予防支援】(南東地区) 事業所所在地 足立区青井三丁目 7 番 1 7 号 Kotakiビル 2 F / 3 F 運営法人 株式会社モノトビ 事業所名 居宅介護支援モノトビ 指定年月日 令和 7 年 1 月 1 日 3 廃止事業所 3 事業所 (1) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区入谷三丁目 5 番 1 0 号 運営法人 有限会社小松整骨院 事業所名 小松整骨院腰痛・肩こりデイサービス 利用定員 7 名 廃止年月日 令和 6 年 1 2 月 3 1 日 (2) 廃止事業所 【介護予防支援】(南西地区) 事業所所在地 足立区梅島三丁目 3 3 番 6 号 エンブレム西新井 2 F - 1 4 運営法人 株式会社 S E 事業所名 S E ケアマネジメント 廃止年月日 令和 7 年 1 月 2 2 日

	(3) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区保木間五丁目2番20号 運営法人 有限会社あすなろ会 事業所名 あすなろデイサービス 利用定員 10名 廃止年月日 令和7年1月31日
--	--

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	感染症に関する健康相談窓口の統合について																																					
所管部課	衛生部 足立保健所 感染症対策課																																					
内容	令和6年度末をもって「足立区発熱電話相談センター」を終了し、令和7年度以降は「感染症に関する健康相談窓口」に統合する。 1 これまでの経緯 新型コロナウイルス感染症の発熱等の健康相談、後遺症相談、医療機関案内に対応するため、令和2年2月に「足立区発熱電話相談センター」を設置し運営してきた。相談件数は令和4年度には1日あたり246件であったが、感染症法上の類型が5類へ変更されて以降は減少し、令和6年度は10件以下となっている（詳細は次ページ表1参照）。 2 今後の対応 インフルエンザや性感染症を始めとした感染症全般や、新型コロナウイルス感染症の後遺症等への相談に総合的に対応するため、「足立区発熱電話相談センター」を「感染症に関する健康相談窓口」に統合する。 なお、現「足立区発熱電話相談センター」を担当している1名分（人材派遣看護師）を会計年度任用職員（保健師）とすることで、相談体制を縮小することなく運用していく。 3 統合の詳細 【現状】 <table border="1"> <tr> <td>名称</td><td>足立区発熱電話相談センター</td><td>感染症に関する健康相談窓口</td></tr> <tr> <td>対象</td><td>新型コロナウイルス感染症</td><td>感染症全般（新型コロナウイルス感染症を除く）</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>健康相談、後遺症相談、医療機関案内</td><td>健康相談、医療機関案内</td></tr> <tr> <td>職員</td><td>1名（人材派遣看護師）</td><td>6名（防疫係保健師）</td></tr> <tr> <td>受付</td><td>平日8時30分～17時15分</td><td>平日8時30分～17時15分</td></tr> <tr> <td>電話</td><td>（3880）5747</td><td>（3880）5378</td></tr> </table> 【今後（令和7年4月から）】 <table border="1"> <tr> <td>名称</td><td colspan="2">感染症に関する健康相談窓口</td></tr> <tr> <td>対象</td><td colspan="2">感染症全般（新型コロナウイルス感染症を含む）</td></tr> <tr> <td>内容</td><td colspan="2">健康相談、後遺症相談、医療機関案内</td></tr> <tr> <td>職員</td><td colspan="2">7名（防疫係保健師6名、会計年度任用職員保健師1名）</td></tr> <tr> <td>受付</td><td colspan="2">平日8時30分～17時15分</td></tr> <tr> <td>電話</td><td colspan="2">（3880）5378</td></tr> </table>		名称	足立区発熱電話相談センター	感染症に関する健康相談窓口	対象	新型コロナウイルス感染症	感染症全般（新型コロナウイルス感染症を除く）	内容	健康相談、後遺症相談、医療機関案内	健康相談、医療機関案内	職員	1名（人材派遣看護師）	6名（防疫係保健師）	受付	平日8時30分～17時15分	平日8時30分～17時15分	電話	（3880）5747	（3880）5378	名称	感染症に関する健康相談窓口		対象	感染症全般（新型コロナウイルス感染症を含む）		内容	健康相談、後遺症相談、医療機関案内		職員	7名（防疫係保健師6名、会計年度任用職員保健師1名）		受付	平日8時30分～17時15分		電話	（3880）5378	
名称	足立区発熱電話相談センター	感染症に関する健康相談窓口																																				
対象	新型コロナウイルス感染症	感染症全般（新型コロナウイルス感染症を除く）																																				
内容	健康相談、後遺症相談、医療機関案内	健康相談、医療機関案内																																				
職員	1名（人材派遣看護師）	6名（防疫係保健師）																																				
受付	平日8時30分～17時15分	平日8時30分～17時15分																																				
電話	（3880）5747	（3880）5378																																				
名称	感染症に関する健康相談窓口																																					
対象	感染症全般（新型コロナウイルス感染症を含む）																																					
内容	健康相談、後遺症相談、医療機関案内																																					
職員	7名（防疫係保健師6名、会計年度任用職員保健師1名）																																					
受付	平日8時30分～17時15分																																					
電話	（3880）5378																																					

4 周知について

区ホームページ及び広報で周知するとともに、旧足立区発熱電話相談センター電話番号に番号変更の案内を流す（6月30日まで）。

参考

表 1

足立区発熱電話相談センター実績

年度	相談件数 総数(1日あたりの件数※)	回線数	人材派遣従事人数 (令和2年度は職員対応)
令和2年度	35,038件(146件)	10回線	2-10名
令和3年度	56,633件(235件)	10-15回線	最大10名
令和4年度	59,144件(246件)	15回線	最大20名
令和5年度	4,807件(20件)	10回線	最大10名
令和6年度 (4-12月分)	1,119件(6件)	1回線	1名

※ 相談件数の1日あたりの件数は、1カ月を20日として算出。

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について																		
所管部課	子ども家庭部 私立保育園課																		
内容	子ども施設のうち指定管理者が管理する１５施設の令和５年度業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。 １ 開催日時・会場 令和６年１０月２５日（金） 午前９時から午前１１時まで 本庁舎南館１３階 大会議室Ａ ２ 主な業務内容 （１）保育事業の実施に係る業務 （２）施設の維持管理に関する業務 ３ 評価対象期間 令和５年４月１日～令和６年３月３１日 ４ 評価委員会委員構成（計６名） <table><tr><th>種 別</th><th>氏 名</th><th>役 職 等</th></tr><tr><td rowspan="2">学 識 経験者</td><td>（会長） 田代 恵美子</td><td>明治学院大学心理学部教育発達学科 非常勤講師</td></tr><tr><td>柴田 幸基</td><td>公認会計士・税理士</td></tr><tr><td rowspan="2">関係団 体代表</td><td>堀口 幸子</td><td>足立区民生・児童委員</td></tr><tr><td>松崎 顕治</td><td>足立区青少年委員</td></tr><tr><td rowspan="2">区職員</td><td>岩松 朋子</td><td>教育指導部長</td></tr><tr><td>楠山 慶之</td><td>子ども家庭部長</td></tr></table> ５ 評価方法 （１）担当課評価 提出資料の内容確認、指定管理者へのヒアリング、現地調査 （２）評価委員会評価 提出資料の評価	種 別	氏 名	役 職 等	学 識 経験者	（会長） 田代 恵美子	明治学院大学心理学部教育発達学科 非常勤講師	柴田 幸基	公認会計士・税理士	関係団 体代表	堀口 幸子	足立区民生・児童委員	松崎 顕治	足立区青少年委員	区職員	岩松 朋子	教育指導部長	楠山 慶之	子ども家庭部長
種 別	氏 名	役 職 等																	
学 識 経験者	（会長） 田代 恵美子	明治学院大学心理学部教育発達学科 非常勤講師																	
	柴田 幸基	公認会計士・税理士																	
関係団 体代表	堀口 幸子	足立区民生・児童委員																	
	松崎 顕治	足立区青少年委員																	
区職員	岩松 朋子	教育指導部長																	
	楠山 慶之	子ども家庭部長																	

6 令和6年度評価内容の改定について

令和5年度の評価委員会において委員からいただいたご意見等を踏まえて、以下のとおり改定を行った。

(1) 防災の取組

業務継続計画（BCP）の策定が「児童福祉施設の設備運営基準」において努力義務と明記されたため、従来の必須項目から加点項目に変更した。

(2) 事故への対応及び安全確保

令和5年度から安全計画の策定が義務化されたため、評価項目（必須項目）へ追加した。

(3) 小学校との連携

5歳児クラスのない園（青井おひさま保育園は0～2歳のみ在籍）について、小学校との連携について評価を行うことができず、従来は水準点である3点と採点していたが、他園と比べて低い評価となってしまうため、点数を他園の平均点となるよう変更した。

(4) 様式の見直し

指定管理者評価シートの担当課記入欄に、以下に該当する場合は「特記事項」として原則理由等を記入することとした。

ア 担当課評価で水準を下回る（2点又は1点）項目があった場合、その内容及び理由

イ 指定管理者評価と担当課評価で2点以上のひらきがあった場合、その内容及び理由

ウ 前年度の評価委員会評価で水準を下回る評価で、今年度の評価でも水準を下回る項目があった場合、改善策や経過等

(5) 評価項目の配点

以下の項目について、配点を見直した。

番号	項目	変更内容
7	事故への対応	「×2」→「×3」
10	職員の労働条件の保護	「×2」→「×3」
14	サービスの質の評価	「×1」→「×2」
32	安全確保	「×2」→「×3」
	合計点（満点）	「330点」→「350点」

7 令和5年度評価との比較

(1) 令和5年度から評価ランクが上がった園は4園あった一方、評価ランクが下がった園が1園あった。

(2) 千住保育園は、令和5年度から民営化されたことから、今年度から対象外とした。

(3) 新田さくら保育園は、令和4～5年度と2年続けて必要な資料の提出がなく、令和5年度は「評価不能」と判断したが、指定管理者

が変更となり、資料の提出があったことから今年度は評価を実施した。

令和5年度			令和6年度 (5年度実績の評価)		施設名
A+	2園	⇒	評価対象外	1園	千住
		⇒	A+(現状維持)	1園	水神橋
A	7園	⇒	A+(1ランク上昇)	1園	新田おひさま
		⇒	A(現状維持)	5園	さつき、せきや、 青井、竹の塚、興本
		⇒	A-(1ランク下降)	1園	やよい
A-	4園	⇒	A(1ランク上昇)	1園	竹の塚北
		⇒	A-(現状維持)	3園	伊興大境、谷在家、 五反野
B+	2園	⇒	A-(1ランク上昇)	2園	東保木間、 青井おひさま
不能	1園	⇒	B+	1園	新田さくら

8 評価委員会での主な意見と対応等

	評価委員会からの意見	対応策
1	アレルギー児に対する食事の提供が保育者が付いていないなど、適切に実施されていない園が複数あった。独自のアレルギー対策でなく、マニュアルを遵守するよう指導すること。	実地調査の際に口頭で指導等を行ったが、再度文書指導した上で改めて現地調査を実施し、改善状況を確認する。
2	指定管理者の自己評価が低い園が複数あった。採点基準を基に評価点を付けていると思われるが、保育内容など適切に実施しているのであれば、それに準じた評価を付けるべき。	該当となる園に対し、評価委員会からの意見を伝えた上で、次年度の評価の際には基準に沿って適切に採点いただくとともに、今後明らかに低い点が付いている場合は、その理由を聴取する。
3	時間外労働が多い園について指導を行い、改善状況について確認すること。	該当の園に対し文書指導した上で、職員の増員など改善計画の提出を求め、その後の改善状況を確認する。

9 施設名称及び評価結果等（満点350点・評価点順）

No.	施設名称 指定管理料（円）	指定管理者 代表者名	評価点	評価点/満点 ×100（％）	前年度 評価	今年度 評価	比較
1	新田おひさま保育園 120,401,090	（福）太陽会 北守 正子	328	93.7%	A	A+	↑
2	水神橋保育園 197,043,781	（福）聖華 白須賀 まり子	315	90.0%	A+	A+	→
3	竹の塚保育園 185,002,990	（株）ベネッセエデュケーション 滝山 真也	314	89.7%	A	A	→
4	せきや保育園 154,576,102	（福）桑の実会 濱野 賢一	313	89.4%	A	A	→
5	青井保育園 227,104,183	（福）からしだね 春見 静子	311	88.9%	A	A	→
6	興本保育園 191,953,115	（福）太陽会 北守 正子	309	88.3%	A	A	→
7	竹の塚北保育園 202,940,059	（福）三樹会 細野 智樹	306	87.4%	A-	A	↑
8	さつき保育園 237,189,778	（福）江北会 野口 澄夫	293	83.7%	A	A	→
9	伊興大境保育園 189,358,350	（福）高砂福祉会 篠塚 弘子	286	81.7%	A-	A-	→
10	やよい保育園 207,489,355	（福）博友会 川下 勝利	282	80.6%	A	A-	↓
	東保木間保育園 171,263,450	（福）高砂福祉会 篠塚 弘子	282	80.6%	B+	A-	↑
12	五反野保育園 220,687,475	（株）日本保育サービス 坂井 徹	278	79.4%	A-	A-	→
13	谷在家保育園 139,203,830	（福）わかば会 石川 美和子	277	79.1%	A-	A-	→
	青井おひさま保育園 95,317,037	ライクキッズ（株） 岡本 泰彦	277	79.1%	B+	A-	↑
15	新田さくら保育園 130,638,421	ライクキッズ（株） 岡本 泰彦	238	68.0%		B+	-

10 今後の方針・その他

- （１）今回の評価結果を指定管理者に説明し、今後の業務改善につなげていくよう指導する。また、指導内容については改めて現地を訪問し、改善状況を確認する。
- （２）区ホームページに令和7年2月に掲載済み。

令和6年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年3月27日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	足立区立学童保育室の指定管理者業務評価結果について															
所管部課	子ども家庭部 学童保育課															
内容	足立区立学童保育室（なかよし学童保育室ほか15施設）の令和5年度業務について、足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので報告する。 1 評価委員会開催日・会場 令和6年10月10日（木） 午前8時40分から午後5時まで 本庁舎南館4階 401会議室 2 主な業務内容 （1）学童保育事業の実施に関する業務 （2）施設の維持管理に関する業務 3 評価対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 4 評価委員会委員構成（計4名） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>氏名</th><th>役職等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学識経験者等</td><td>【委員長】 今 井 康 晴</td><td>東京未来大学こども心理学部 こども心理学科准教授</td></tr> <tr> <td>池 部 彩 子</td><td>社会保険労務士</td></tr> <tr> <td>区 民</td><td>宮 崎 保 子</td><td>足立区民生・児童委員協議会 主任児童委員会副委員長</td></tr> <tr> <td>区職員</td><td>齊 藤 ひろみ</td><td>子ども家庭部 子ども施設指導・支援課長</td></tr> </tbody> </table> 5 評価方法 （1）担当課評価 提出資料の内容確認、指定管理者へのヒアリング、現地調査 （2）評価委員会評価 提出資料の評価		種別	氏名	役職等	学識経験者等	【委員長】 今 井 康 晴	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科准教授	池 部 彩 子	社会保険労務士	区 民	宮 崎 保 子	足立区民生・児童委員協議会 主任児童委員会副委員長	区職員	齊 藤 ひろみ	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課長
種別	氏名	役職等														
学識経験者等	【委員長】 今 井 康 晴	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科准教授														
	池 部 彩 子	社会保険労務士														
区 民	宮 崎 保 子	足立区民生・児童委員協議会 主任児童委員会副委員長														
区職員	齊 藤 ひろみ	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課長														

6 令和6年度評価内容の改定について

(1) 主な変更内容

項 目	変更前	変更後
担当課評価で水準を下回る項目があった場合の取扱い	1 水準が下回る項目があっても特記事項に明確な記載はしていなかった。 2 評価委員会から全体を通して改善要望があった部分のみ改善状況の確認を行っていた。	1 特記事項に水準を下回る項目の<u>内容及び理由を明確に記載し、評価委員会で丁寧に説明のうえ評価をいただく。</u> 2 改善要望があった部分だけでなく、<u>水準を下回る項目についても</u>実地調査等で改善状況の確認を行う。
各項目の配点及び合計点	1 項目別に配点の差を設けていたものの、その差が小さかった。 2 評価委員会の満点と指定管理者及び区担当課の満点が異なっていた。	1 子どもの命に関わる等<u>重要項目の配点を高くし、これまでよりも総合点に反映されるように修正する。</u> 2 <u>評価委員会の満点を指定管理者及び区担当課評価の満点にそろえる。</u>

(2) 評価項目の得点

番号	評価項目	変更内容
2	職員配置	「×2」→「×3」
15	日常生活の支援	
16	遊びの支援	
17	おやつを提供	
18	配慮を必要とする児童への対応	
4	施設・設備の安全性の確保	「×1」→「×3」
7	登室、保育中、帰宅等の安全対策と事故対応	

7 令和5年度及び令和6年度評価の比較

令和5年度		⇒	令和6年度 (5年度実績の評価)			施設名
A	5室	⇒	A+	1ランク上昇↑	2室	せきや、東栗原
		⇒	A	現状維持 →	2室	しまねっ子、千寿
		⇒	A-	1ランク下降↓	1室	つぼみ

令和 5 年度		⇒	令和 6 年度 (5 年度実績の評価)			施設名	
A-	3 室		A	1 ランク上昇↑	1 室	なかよし	
			A-	現状維持 →	2 室	足立、亀田	
B+	6 室		A-	1 ランク上昇↑	4 室	さくら、中島根、新田学園、江北五色のさくら	
			B+	現状維持 →	2 室	さかえっこ、竹の塚	
B	1 室		B+	1 ランク上昇↑	1 室	新田学園第二	

※ 評価が上がった学童保育室は 8 室、評価が下がった学童保育室は 1 室であった。

※ 鹿浜未来学童保育室は、令和 5 年度新設学童保育室のため、令和 5 年度と令和 6 年度の比較ができない。

8 評価委員会での主な意見

(1) 手作りおやつの実施など前年度の改善要望を取り入れている。また、学校との関係が良好で連携が取れている。

(2) 大規模な学童なので、円滑な運営のためには、保護者とのコミュニケーションが不可欠である。今後は、保護者との連携をより深める取り組みに期待したい。

(3) 職員の特色を活かした独自の保育を行っている。また、本部が積極的に現場をサポートしているように感じる。

(4) 正規職員が少ない中、児童の意見を取り入れた保育を行っている点は評価できるが、その分正規職員の負担が大きくなっていると思われる。本部には、今まで以上に現場職員が意見を言いやすい体制を整備していただきたい。

9 評価対象学童保育室および評価結果（満点 270 点・評価点順）

No.	学童保育室名	指定管理者	評価点	評価点/ 満点× 100 (%)	今年度 評価	前年度 評価	評 価
	指定管理料 (円)	代表者					
1	せきや学童 保育室	社会福祉法人 桑の実会	250	92.6%	A+	A	↑
	33,358,806	濱野 賢一					
2	東栗原学童 保育室	社会福祉法人 桑の実会	244	90.4%	A+	A	↑
	17,062,307	濱野 賢一					
3	しまねっ子 学童保育室	社会福祉法人 桑の実会	238	88.1%	A	A	→
	17,035,653	濱野 賢一					

No.	学童保育室名	指定管理者	評価点	評価点/ 満点× 100(%)	今年度 評価	前年度 評価	評 価
	指定管理料 (円)	代表者					
4	千寿学童 保育室	社会福祉法人 桑の実会	236	87.4%	A	A	→
	17,028,440	濱野 賢一					
5	なかよし学童 保育室	株式会社明日葉	227	84.1%	A	A-	↑
	17,031,250	大隈 太嘉志					
6	鹿浜未来学童 保育室	株式会社セリオ	226	83.7%	A		
	29,434,522	黒崎 泰司					
7	つぼみ学童 保育室	株式会社マミー・ インターナショナル	222	82.2%	A-	A	↓
	15,355,575	伊藤 勝康					
8	江北五色の さくら学童 保育室	エルシーワークス 株式会社	219	81.1%	A-	B+	↑
	16,749,073	岩田 陽介					
9	亀田学童 保育室	株式会社 プライムツワン	217	80.4%	A-	A-	→
	49,574,369	佐藤 範夫					
10	さくら学童 保育室	株式会社明日葉	213	78.9%	A-	B+	↑
	49,500,156	大隈 太嘉志					
11	新田学園学童 保育室	労働者協同組合 ワーカーズコープ・ センター事業団	212	78.5%	A-	B+	↑
	16,819,646	平本 哲男					
12	中島根学童 保育室	労働者協同組合 ワーカーズコープ・ センター事業団	210	77.8%	A-	B+	↑
	16,748,834	平本 哲男					
13	足立学童 保育室	社会福祉法人 桑の実会	207	76.7%	A-	A-	→
	17,019,153	濱野 賢一					
14	竹の塚学童 保育室	株式会社 日本保育サービス	199	73.7%	B+	B+	→
	15,484,908	坂井 徹					

No.	学童保育室名	指定管理者	評価点	評価点/ 満点× 100(%)	今年度 評価	前年度 評価	評 価
	指定管理料 (円)	代表者					
15	新田学園第二 学童保育室	労働者協同組合 ワーカーズコープ・ センター事業団	193	71.5%	B+	B	↑
	45,664,786	平本 哲男					
16	さかえっこ 学童保育室	労働者協同組合 ワーカーズコープ・ センター事業団	190	70.4%	B+	B+	→
	16,977,971	平本 哲男					

※ 鹿浜未来学童保育室は、令和5年度新設学童保育室のため、令和5年度（令和4年度実績）の評価は無い。

10 今後の予定

- （１）今回の評価結果を指定管理者に周知し、今後の業務改善につなげていくよう指導するとともに、実地調査にて改善確認を行う。
- （２）区ホームページに令和7年2月に掲載する。